

(案)

平成21年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

平成22年〇月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- | | |
|---------|--|
| 天野 富男 | 職業能力開発総合大学校 名誉教授 |
| 梅津 二郎 | 職業能力開発総合大学校建築システム工学科 教授 |
| 大野 高裕 | 早稲田大学理工学術院 教授 |
| ◎ 北浦 正行 | 財団法人日本生産性本部 参事 |
| 柴田 裕子 | 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 政策研究業務企画室長 |
| 松井 泰則 | 立教大学経営学部 教授 |
| 松本 宏行 | ものづくり大学製造技能工芸学科 准教授 |
| 八木澤 徹 | 株式会社日刊工業新聞社 編集委員兼論説委員 |

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに.....	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）.....	1
3	統廃合等検討対象職種の概要.....	2
	(1) 木工機械整備.....	2
	(2) 建築図面製作.....	3
	(3) ファインセラミックス製品製造.....	4
	(4) れんが積み.....	5
	(5) ガラス製品製造.....	5
	(6) 竹工芸.....	6
	(7) 金属研磨仕上げ.....	7
	(8) 製材のこ目立て.....	7
	(9) 漆器製造.....	8
	(10) コンクリート積みブロック施工.....	9
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）.....	9
	(1) 各カテゴリの標準となる点数の設定.....	10
	(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング.....	10
	(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集.....	11
5	検討対象職種の都道府県知事が実施する方式による存続の可否について.....	12

<参考資料>

- (参考資料1) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（抄）
- (参考資料2) 技能検定の社会的便益に係る調査方法等について
- (参考資料3) 技能検定職種別受検申請者数6年平均値（平成15年度～平成20年度）

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである（参考資料1参照）。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を設置し、社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、平成21年度に本検討会における検討対象となる職種について、関係業界団体に対するアンケート調査、ヒアリング調査及び一般国民に対する意見募集により意見を集約し、今般、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成15年度～平成20年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は136職種中22職種であった（スレート施工職種については、平成21年10月に廃止済み）。

6年平均値が30人以下の10職種は、いずれも直近2年間の受検申請者数が100人以下であったため¹、今回の職種統廃合等の検討対象となった。このうち、ファインセラミックス製品製造職種と漆器製造職種は、20年度報告書の取りまとめ以前から職種の廃止に向けた業界団体への意向確認を行っていたことから、本検討会において改めて統廃合等の検討を行うことはせず、事務局において業界団体の意向を再確認し、検討会に当該職種に係る統廃合等の結果を報告することとした。

¹ 20年度報告書において、6年平均受検申請者数が100名以下である職種のうち、①直近2年間の受検申請者数がいずれも100人を超えている職種、②技能検定を2年に1回実施し、6年平均受検申請者数が50人以上の職種、③技能検定を3年に1回実施し、6年平均受検申請者数が30人以上の職種については、統廃合等の検討対象から除外することとされている。

表1： 6年平均値が100人以下の職種

	6年間の平均	受検申請者数					
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
エーエルシーパネル施工	93	108	97	89	84	96	86
枠組壁建築	86	79	91	121	58	92	72
紙器・段ボール箱製造	80	21	62	46	129	46	177
縫製機械整備	80	77	80	65	96	76	85
金属溶解	64	77	15	76	73	99	46
溶射	64	95	63	92	55	9	72
陶磁器製造	45	16	89	7	72	8	77
木型製作	40	26	71	30	41	27	43
印章彫刻	39	32	32	48	54	31	37
ウェルポイント施工	38	60	57	26	23	-	64
スレート施工 (H21.10 廃止)	35	-	15	-	-	-	197
機械木工	33	36	35	52	40	-	35
木工機械整備	28	-	66	-	60	1	41
建築図面製作	20	34	23	12	32	2	18
ファインセラミックス製品製造	17	40	25	38	-	-	-
れんが積み	13	-	22	-	30	-	28
ガラス製品製造	9	-	33	-	22	-	-
竹工芸	8	-	20	-	-	25	-
金属研磨仕上げ	7	-	18	-	25	-	-
製材のこ目立て	6	-	-	-	-	-	36
漆器製造	4	-	25	-	-	-	-
コンクリート積みブロック施工	3	-	12	-	5	-	2

3 統廃合等検討対象職種の概要

(1) 木工機械整備

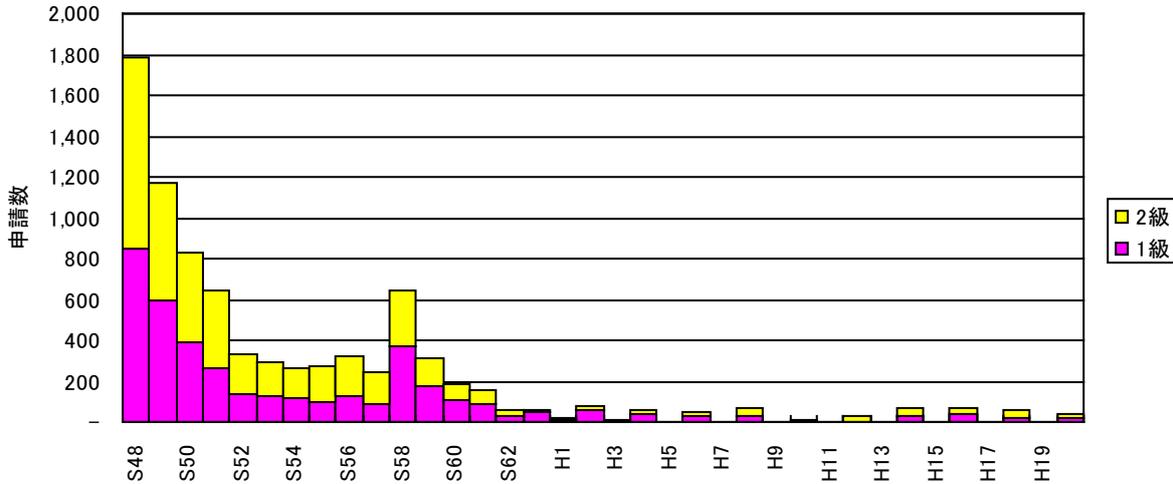
- ①木工機械調整作業
木工のこ盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞとり盤、木工せん孔盤、木工旋盤等の木工機械を調整する作業
- ②木工機械修理作業
木工機械の据付けのほか、故障の修理や保守点検のための分解・調整を主体とし、木工機械の精度を出すための試験・検査及びそれらを総合評価する作業

昭和46年度に機械木工職種が新設され、昭和48年度に木工機械調整職種に名称変更した。更に昭和58年度の作業追加に伴い、現在の職種名となった。

受検申請者数は、昭和48年度の1,784人がピークであり、昭和62年度以降は100人を下回っている。なお、昭和62年度からは試験を隔年実施している。

平成20年度までの累計受検申請者数（作業別）は、木工機械調整作業が7,677人（1級3,637人、2級4,040人）、木工機械修理作業が1,160人（1級677人、2級483人）である。

図1-1 木工機械整備職種の受検申請者数の推移



(2) 建築図面製作

①建築製図手書き作業

各種用途及び構造に応じプランニングに基づき、平面図、立面図、断面図、展開図、各部詳細図等を手書きで作成する作業

②建築製図 CAD 作業

CAD を用いて平面図、立面図、断面図、展開図、各部詳細図等の建築物の製図及び写図の作成を行う作業

③建築透視図製作作業

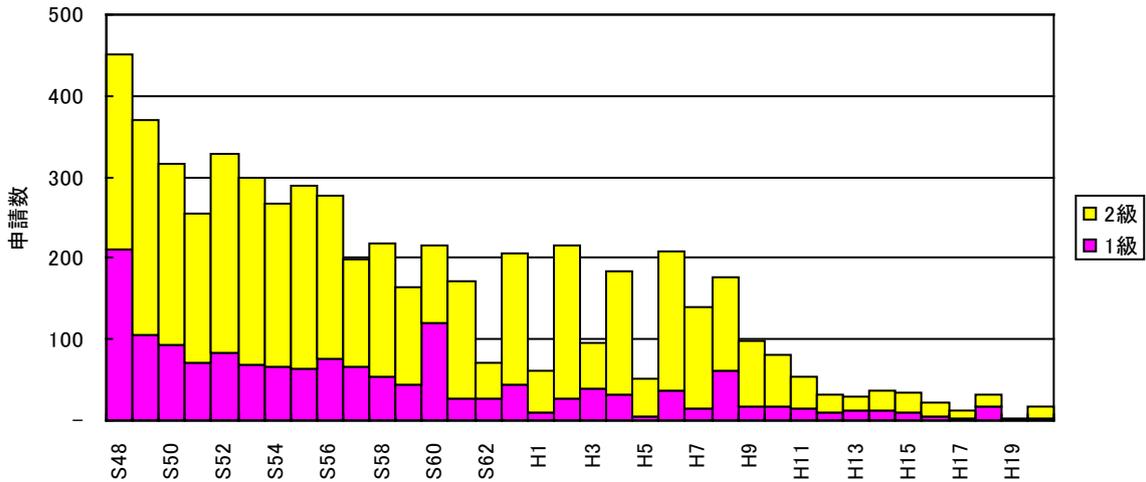
設計図の段階でその建物が完成したときにどのようなものになるかを前もって知るために、透視図法により作画・着色した建築透視図（いわゆる「建築パース」）を作成する作業

昭和46年度に建築製図職種が、昭和52年度に建築透視図製作職種がそれぞれ新設され、昭和61年度に両職種の統合により現在の職種名となった。また、平成13年度の建築製図CAD作業の追加に伴い、従前の建築製図作業を建築製図手書き作業と名称変更した。

職種新設直後から受検申請者数が漸減し、平成9年度以降は100人を下回る状況が続いている。現在は、いずれの作業も3年ごとに試験を実施している。

平成20年度までの累計受検申請者数（作業別）は、建築製図手書き作業が5,769人（1級2,207人、2級3,562人）、建築製図CAD作業が59人（1級25人、2級34人）、建築透視図製作作業が1,403人（1級324人、2級1,079人）である。

図1-2 建築図面製作職種の受検申請者数の推移



(3) ファインセラミックス製品製造

・ファインセラミックス製品製造作業

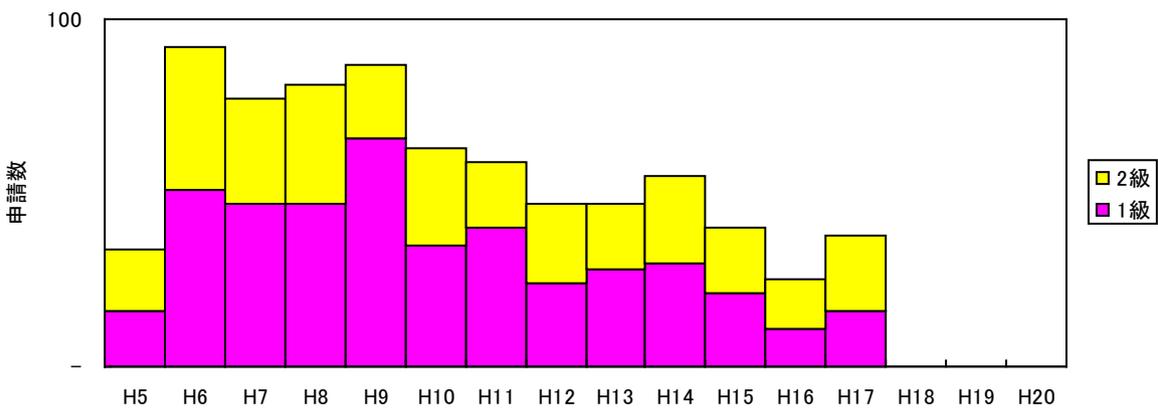
精製した酸化物や人工窒化物などの非金属原料を用いて作成した成形体を制御した高温度雰囲気下で焼成することで、粒度を微細にそろえたファインセラミックス製品を製造する作業

平成5年度に職種が新設されたが、翌年度には受検申請者数のピーク（92人）を迎え、平成18年度以降は技能検定協力団体等の意向により、試験実施が休止されている。

技能検定協力団体からは、「企業が求めるのは、基礎知識と生産設備のハンドリング（調整）の技術であり、製造工程のノウハウは不要である。企業、労働者双方にとってメリットがない」との理由により、職種廃止について了解が得られている。

平成20年度までの累計受検申請者数は、745人（1級432人、2級313人）である。

図1-3 ファインセラミックス製品製造職種の受検申請者数の推移



(4) れんが積み

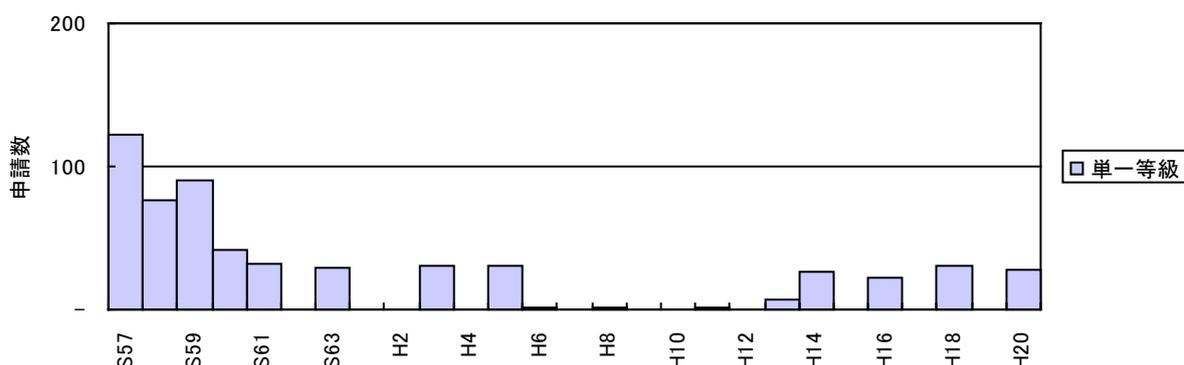
・れんが積み作業

れんがを用いて門柱等の建築物の築造を行う作業

昭和 57 年度に職種が新設された。初年度の 122 人が受検申請者数のピークであり、翌年度以降は 100 人を下回っている。昭和 61 年度以降は隔年実施となり、平成 6 年度以降受検者がほとんどいない状況となった。平成 14 年度以降は隔年実施で 1 回あたりの受検申請者数は 30 人弱となっている。

平成 20 年度までの累計受検申請者数は、569 人（単一等級）である。

図1-4 れんが積み職種の受検申請者数の推移



(5) ガラス製品製造

①ガラス製品成形作業

溶解がまだ溶解されたガラス生地を吹きざおに取り、空気を吹き込んで所要の形状に成形する作業

②理化学ガラス機器製作作業

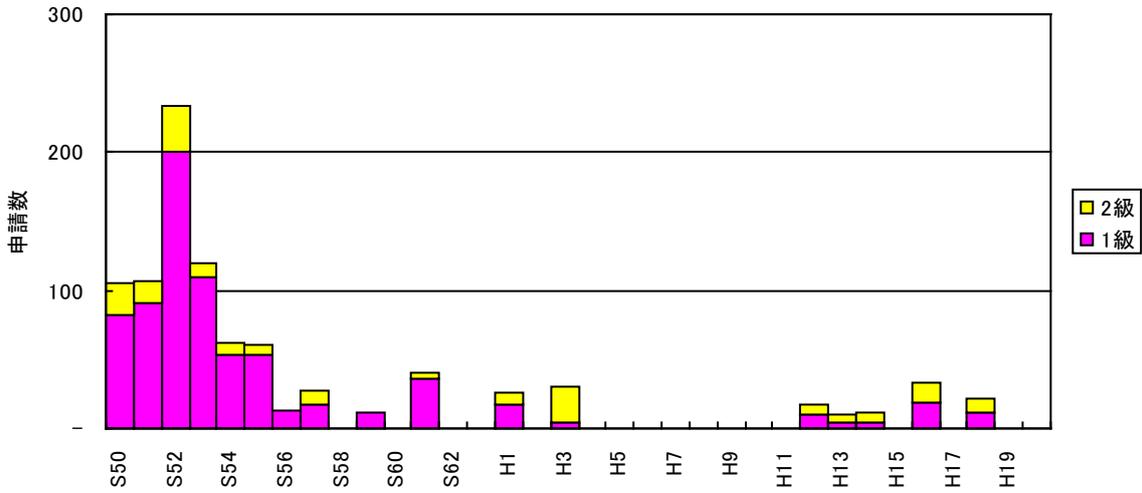
各種の硬質ガラス管等を用いて、主として化学分析用の機器を製作する作業

昭和 50 年度に職種が新設され、昭和 52 年度にはガラス製品成形に係る 5 作業を追加した。昭和 62 年度にガラス製品成形関係 5 作業を統合し、ガラス製品成形作業とした。

作業追加のなされた昭和 52 年度の 234 人が受検申請者数のピークで、昭和 54 年度以降は 100 人を下回っている。理化学ガラス機器製作作業は昭和 55 年度以降隔年実施となり、平成 4 年度に一旦試験を中断したが、平成 12 年度に 8 年ぶりに試験を再開し、現在では 3 年ごとに試験を実施している。ガラス製品成形作業の試験は、昭和 62 年度の作業統合以降は一度も実施されていない。

平成 20 年度までの累計受検申請者数（作業別）は、ガラス製品成形作業が 276 人（1 級 246 人、2 級 30 人）、理化学ガラス機器製作作業が 59 人（1 級 25 人、2 級 34 人）である。

図1-5 ガラス製品製造職種の受検申請者数の推移



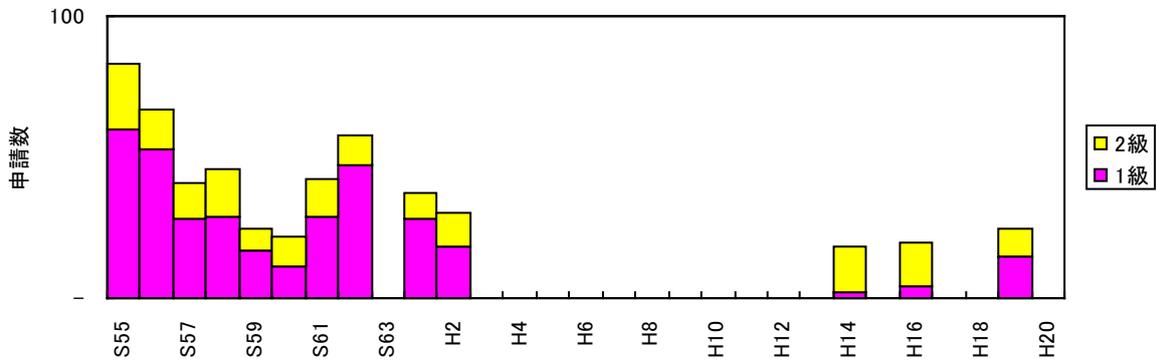
(6) 竹工芸

- ①編組竹工芸品製作作業
ざる、かご等の日用品類、花器等のかご類を竹材を割って組み立て製作する作業
- ②割組竹工芸品製作作業
そで垣、光悦垣等の造園用品、竹材による欄間等の建築用品を竹材を割って組み立て製作する作業
- ③丸竹加工竹工芸品製作作業
竹の幹、表皮、節等の自然を表して製作されている花器等を製作する作業

昭和 55 年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の 83 人をピークに減少し、平成 3 年度以降 11 年間休止していた。平成 14 年度に 12 年振りに編組竹工芸品製作作業の試験を再開し、現在は同作業のみ 3 年ごとに試験を実施している。

平成 20 年度までの累計受検申請者数（作業別）は、編組竹工芸品製作作業が 384 人（1 級 245 人、2 級 139 人）、割組竹工芸品製作作業が 52 人（1 級 36 人、2 級 16 人）、丸竹加工竹工芸品製作作業が 78 人（1 級 60 人、2 級 18 人）である。

図1-6 竹工芸職種の受検申請者数の推移



(7) 金属研磨仕上げ

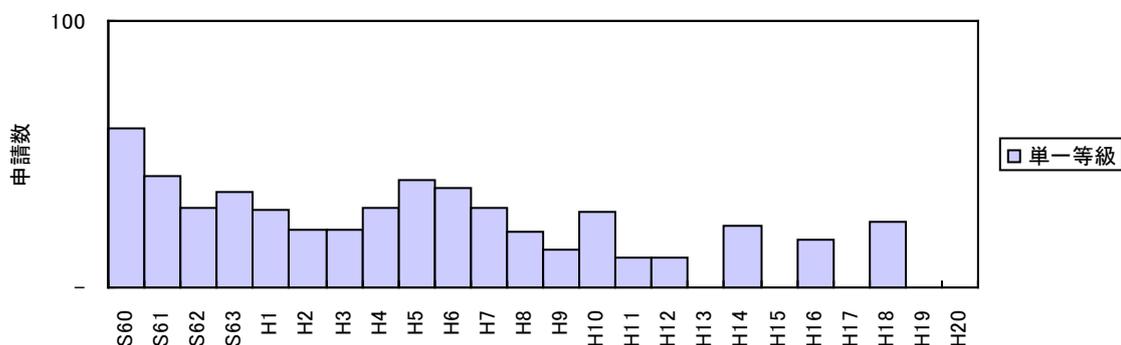
・金属バフ研磨仕上げ作業

鉄、ステンレス鋼等の金属材料による成形物を、「レース」と呼ばれる動力回転軸に、研磨剤等を塗布した「バフ」を取り付け、洋食器、器物等の研磨対象物を接触させ磨き上げる作業

昭和 60 年度に職種が新設された。受検申請者数が初年度の 60 人がピークで、それ以降はおおむね 30 人程度で推移している。平成 12 年度より隔年実施となったが受検者数は 20 人前後で推移しており、平成 18 年度以降は 3 年ごとに試験を実施している。

平成 20 年度までの累計受検申請者数は、529 人（単一等級）である。

図1-7 金属研磨仕上げ職種の受検申請者数の推移



(8) 製材のこ目立て

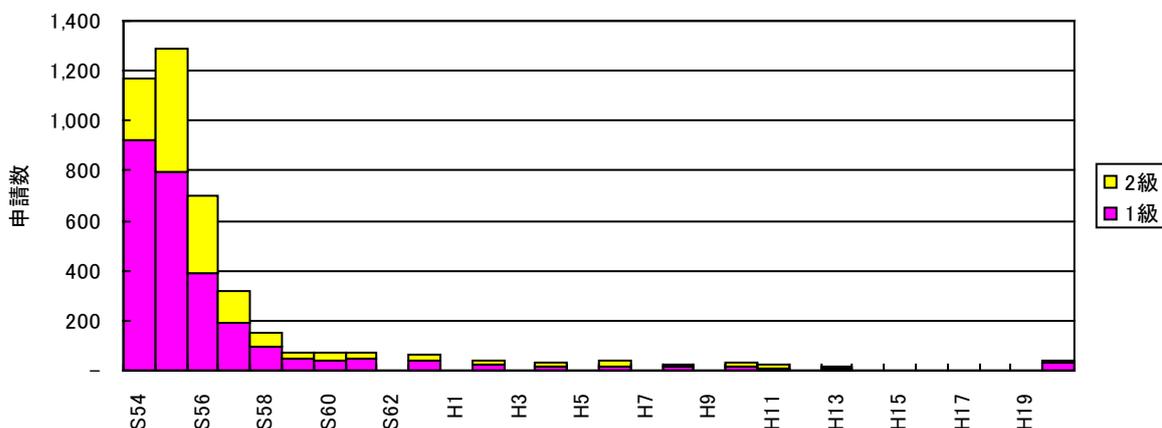
・製材のこ目立て作業

製材作業に使用するのこの切れ味を良くし、それを維持するために必要な技能

昭和 54 年度に職種が新設された。受検申請者数は昭和 55 年度の 1,289 人がピークでその後は漸減し、昭和 59 年度以降は 100 人を下回っている。昭和 61 年度以降は隔年実施となり、平成 14 年度から 6 年間休止していたが、平成 20 年度に 7 年ぶりに試験を実施し、36 人の受検申請者を得た。

平成 20 年度までの累計受検申請者数は、4,160 人（1 級 2,706 人、2 級 1,454 人）である。

図1-8 製材のこ目立て職種の受検申請者数の推移



(9) 漆器製造

- ①板物漆器素地製造作業
重箱や角盆のように板を組み合わせ接合した板物の漆器素地を製造する作業
- ②挽物漆器素地製造作業
椀や菓子器のようにろくろ^ひ挽きによりできあがる漆器素地を製造する作業
- ③曲物漆器素地製造作業
蒸煮により柔軟になった薄板を円形に曲げた上で加工、接着し、底板をはめ込んだ素地を製造する作業
- ④漆下塗り作業
漆下塗りにより下地さび付け、さび研ぎ及び紙着せを行う作業
- ⑤漆塗り立て作業
漆上塗りのうち、中塗り研ぎ、黒塗り立て、朱塗り立て等を行う作業
- ⑥ろいろ塗り作業
漆上塗りのうち、胴ずり、ろいろ塗り及びろいろみがき仕上げを行う作業
- ⑦沈金作業
漆塗面に文様を線刻し、金箔や金粉を刀痕内に押し込んで線刻の凹みに金を残す技法による作業
- ⑧蒔絵作業
漆塗面に漆で描いた文様の上に金、銀等の金属粉を蒔き、上から漆を塗り込めた後に金銀粉を木炭等で研ぎ出し、更にこの粉等で磨いて仕上げる作業
- ⑨螺鈿作業
夜光貝等の貝殻を平らに磨いて文様に切り、漆器や木地に^{がらん}嵌装する技法による作業

昭和 55 年度に漆器製造職種（2 作業）及び漆器素地製造職種（2 作業）が新設され、翌昭和 56 年度には漆器製造職種に 2 作業、漆器素地製造職種に 1 作業が追加された。更に昭和 60 年度に漆器製造職種に 2 作業が追加され、翌昭和 61 年度には漆器素地製造職種が漆器製造職種に統合された。

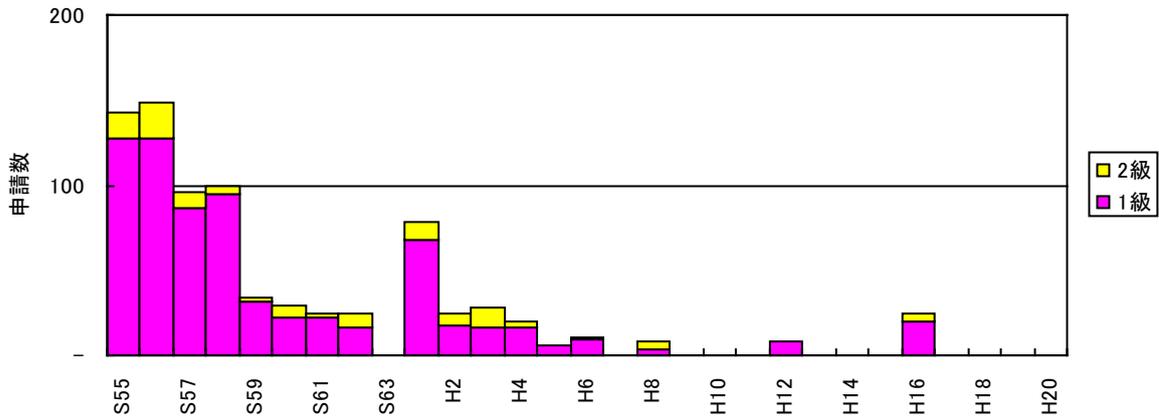
受検申請者数は昭和 56 年度の 149 人がピークであり、昭和 59 年度以降は 100 人を下回っている。平成 17 年度以降は試験実施が休止されている。

平成 20 年度までの累計受検申請者数（作業別）は、板物漆器素地製造作業が 34 人（1 級 34 人、2 級 0 人）、挽物漆器素地製造作業が 104 人（1 級 93 人、2 級 11 人）、曲物漆器素地製造作業が 23 人（1 級 18 人、2 級 5 人）、漆下塗り作業が 130 人（1 級 76 人、2 級 54 人）、漆塗り立て作業が 262 人（1 級 248 人、2 級 14 人）、ろいろ塗り作業が 137 人（1 級 126 人、2 級 11 人）、沈金作業が 27 人（1 級 25 人、2 級 2 人）、蒔絵作業が 79 人（1 級 65 人、2 級 14 人）、螺鈿作業が 11 人（1 級 7 人、2 級 4 人）である。

なお、技能検定協力団体からは、以下のような理由により職種廃止について了解が得られている。

- プラスチック等樹脂の「木地」に吹付け塗装されたものが安価に出回っている。
- 木地から塗りまで中国で行い最後の仕上げのみ日本で行う輸入加工品が大部分を占めている。木地から最後の仕上げまで行っている産地は 2 箇所しかない。
- 産地、事業所、従業者とも減少してきている。
- 現行の設定の検定を受ける人がいない。無理に作ろうとするとスプレー塗装のものを作るということになるが、技能という点からどうかと思う。
- 就業者の世代交代が少ない業種ということもあり受検者がいないことも考えられる。

図1-9 漆器製造職種における受検申請者数の推移



(10) コンクリート積みブロック施工

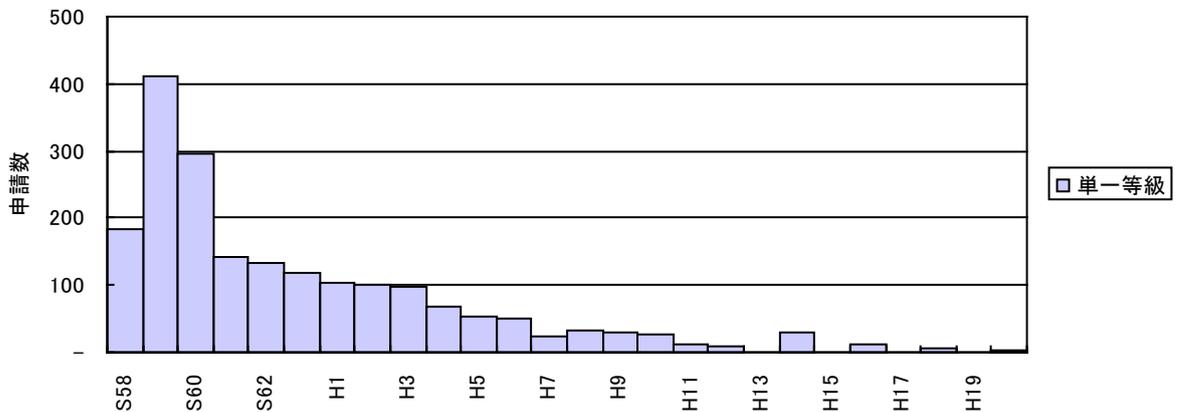
・コンクリート積みブロック工事業業

河川の護岸工事、宅地造成の擁壁工事等で使用されるコンクリート積みブロックで、直線部及び曲部を有する構造の擁壁を施工する作業

昭和 57 年度に職種が新設され、翌年度より試験を開始したが、昭和 59 年度の 410 人が受検申請者数のピークであり、平成 3 年度以降は 100 人を下回っている。平成 12 年度以降は隔年実施となった。

平成 20 年度までの累計受検申請者数は、1,939 人（単一等級）である。

図1-10 コンクリート積みブロック施工職種における受検申請者数の推移



4 技能検定職種統廃合等における第 2 次判断（社会的便益）

20 年度報告書において、技能検定の有する社会的便益が、表 2 に示す 12 項目に整理された。また同報告書では、これらの 12 項目について採点を行って職種のカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出し、所属カテゴリの標準点数の 8 割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行するという提言がなされた。

表2：技能検定の有する社会的便益

業界にとっての便益	① 技能伝承の観点から必要 ② 必須部品の品質維持に必要 ③ 統一的な技能の評価に役立つ
雇用主にとっての便益	① 企業の社員教育として役立っている ② 従業員への目標設定となっている ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある
受検者にとっての便益	① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等 ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ ③ キャリア形成に役立つ
消費者・国民にとっての便益	① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保 ② 伝統産業の振興に役立つ ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持

そこで本委員会では、まずカテゴリごとの標準となる点数を設定した上で、検討対象職種の第2次判断を進めることとした。

(1) 各カテゴリの標準となる点数の設定

20年度報告書では、第2次判断基準の客観性を確保するため、職種ごとに社会的便益を点数化し、それぞれのカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）の8割未満であった職種については、廃止、他職種と統合して都道府県知事が実施する方式で実施、又は指定試験機関が実施する方式へ移行することとされている。

そこで、職種のカテゴリごとの標準点数を設定するために、技能検定の実施に協力している関係業界団体に対し、技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施した。（配布数262件、回収数175件、回収率67%）

アンケート調査に際しては、20年度報告書に示された12の社会的便益の5段階評価に加え、業界、雇用主、受検者に対する社会的便益に関しては、傘下の企業等における実際の活用状況を加味した補正を行った（参考資料2参照）。なお、同一の職種で複数の団体から回答を得た場合には、それらの回答の平均値をもって当該職種の評点とした。

その結果、各カテゴリの平均評点は表3の通りであり、今回の検討対象職種のうち、当該平均評点の8割を下回ったのは、建築図面製作職種のみであった。

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

アンケート調査結果を補足する観点から、事務局職員による関係業界団体訪問及び本検討会への招請により、技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリングを実施した。

ヒアリングに際しては、①技能検定の活用の現状、②技能検定が国家試験でなくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて関係業界団体の認識を確認したが、おしなべて検定受検者数の増加に向けた業界としての自発的な取り組みや合格者の活用に係る意識がそれほど強いとは認められなかった。国家検定でなくなった場合の弊害に関しても、これまで受検申請者数が低調のまま推移してきたこととの関連において、現状分析等特段の対

応策をとらないまま現在に至っている傾向が認められた。

このため、再度関係業界団体に対し、①指定試験機関が実施する方式による試験の実施、②他職種との統合、③業界検定としての試験の実施 等の方策について意向確認をしたところ、結果は表4のとおりとなった。

表3： 職種カテゴリごとの平均評点、8割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ			合計	8割値	統廃合等検討対象職種	評点	8割比
建設型			50.9	40.7	建築図面製作	9.0	×
					れんが積み	42.5	○
					コンクリート積みブロック施工	41.0	○
製造型	製品生産型	労働集約型	50.7	40.6	ガラス製品製造	59.0	○
		機械化型	46.7	37.4	金属研磨仕上げ	55.0	○
					(該当職種なし)		
	生産支援型	整備型	49.1	39.3	木工機械整備	53.0	○
		生産基盤提供型	46.5	37.2	製材のこ目立て	50.5	○
					(該当職種なし)		
工芸型			53.6	42.8	竹工芸	60.0	○
その他			52.8	42.3	(該当職種なし)		

表4: 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
コンクリート積みブロック施工 [6年平均受検申請者数 3人]	廃止やむなし。認定社内検定を検討。 廃止やむなし。
製材のこ目立て [6年平均受検申請者数 6人]	廃止やむなし。 受検該当者が所属する業界団体の意向を尊重。 現行での存続が困難であること背景は理解するが、技能検定は製材のこ目立ての技能の伝承に不可欠であり、数年に1回の試験を希望する。
金属研磨仕上げ [6年平均受検申請者数 7人]	廃止やむなし。地域的技能検定（認定社内検定）を検討。 廃止やむなし。 廃止やむなし。
竹工芸 [6年平均受検申請者数 8人]	廃止やむなし。指定試験機関方式を検討。
ガラス製品製造 [6年平均受検申請者数 9人]	廃止やむなし。最後の試験を要望。認定社内検定を検討。 廃止やむなし。 廃止やむなし。
れんが積み [6年平均受検申請者数 13人]	廃止やむなし。技能者の育成は不可欠であることから、今後の対応は、関係団体と相談。 廃止やむなし。廃止決定については十分な説明及び周知を希望。
建築図面製作 [6年平均受検申請者数 20人]	廃止やむなし。認定社内検定を検討。
木工機械整備 [6年平均受検申請者数 28人]	技能検定「機械木工」との統合。 技能検定「機械木工」との統合。統合先関係団体との調整を要望。

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性に関しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者

の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、関係業界団体からのヒアリング結果をベースとして、平成 22 年 8 月 27 日～9 月 9 日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、特段の意見は寄せられなかった。

5 検討対象職種の都道府県知事が実施する方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象 8 職種に係る都道府県知事が実施する方式による存続の可否について検討したところ、8 職種の全てについて、6 年平均受検者数の少なさに比して当該職種を従前通り存続させるべき社会的便益があるとは認められず、関係業界団体からも当該検定職種に係る状況について一定の理解が得られたところである。よって、既に関係業界団体から廃止について了解が得られている漆器製造職種及びファインセラミックス製品製造職種を含む 10 職種の全てについて、現在のままでは存続させず、①職種廃止、②他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式により実施又は③指定試験機関が実施する方式による実施のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定すべきものであるとの結論に達した。

なお、職種を廃止する場合には、長期にわたり試験実施が休止されてきたものを除き、受検申請者数の見込みに鑑みて可能な範囲で最終試験の実施に配慮すべきである。